

第五節 池子米軍住宅建設問題と知事調停案

1. 池子問題の経緯
2. 調停案をめぐる動き
3. 知事の基本的スタンス

私は通常の補佐官業務のほか、知事の特命を受けて任務に就いた仕事はいくつかあります。たとえば日本で最初のサイエンスパークである「かながわサイエンスパーク」建設事業の統括や民際外交推進のための海外自治体への知事名代としての訪問などですが、一番神経を使い、体を動かし、国、県、市、さらに米軍にまたがる政治意思の、現場サイドに立った調整というスケールの大きな仕事をしたのは、逗子市（鎌倉市、葉山町に隣接、人口58,000人）池子地区への米軍家族住宅建設をめぐる知事調停案づくりの特命を受けたことです。

長洲さんが政治の論理と市民運動の論理の狭間で、また基礎自治体と国との間の調整役として最も苦悩された問題のひとつが、この池子問題でした。私も長洲さんと苦悩をともにしながら、長洲さんの意向をたえず踏まえつつ、数カ月間、文字通り寝食を忘れて調停案づくりに奔走しました。

1. 池子問題の経緯

ところで、そもそも池子問題とは何なのか、どういう経過をたどったのかを簡単に振り返っておきましょう。

古い話になりますが、逗子市池子地区は一九三八（昭和一三）年から旧日本海軍が倉庫用地として接收、使用していたのですが、敗戦後の四五（昭和二〇）年九月、米陸軍が弾薬庫として接收し、使用を始めました。こうした動きを前に、五四年秋から池子接收地返還要求の市民運動が起こってきました。七〇年に管理者が米陸軍から海軍に移管されるとともに、七三年ごろから七七年の七月ごろまでにかけて、大量の弾薬の搬出入が行われ、地元住民に大きな不安を与えていました。しかし、七八年七月になると米軍関係者が一斉に引き上げ、弾薬庫は事実上閉鎖され、地元住民の不安は和らぎ、返還への期待も高まっていました。

ところが、八〇年四月に至って、米軍が同地区に家族住宅を建設したい旨、日本政府に非公式に打診してきました。そして八二年八月には、横浜防衛施設局が逗子市に対し「米軍住宅建設の有力候補地として池子弹薬庫を調査したい」旨通知してきました。驚いた逗子市民の間で反対機運が急速に盛り上がり、十一月には「米軍住宅建設に反対して自然と子供を守る会」（以下、「守る会」）が結成され、その後長く続いた反対運動の中核組織が生まれました。

八四年二月の日米合同委員会が、池子への家族住宅建設で合意したのをうけて、市議会は建設計画を中止するよう横浜防衛施設局に申し入れを行いました。三月に入り、三島虎好市長が「条件つき受入れ」を議会で表明したことから、市議会もこれを了承したところ、市民の反発が強くなり、八月には市長リコールの署名運動が始まりました。九月一八日、一八、六〇〇人の署名提出を経て市長が辞職、再出馬を表明しました。「守る会」はリーダーの富野暉一郎さんをおかきで激しい選挙戦を戦った結果、白紙撤回を公約した富野さんが約一〇〇〇票の僅差で当選、直ちに国に対して白

紙撤回を申し入れました。

ここから、白紙撤回を求める富野市長と、あくまで計画通り建設を進めようとする国との間の激しい攻防の日々が始まることになりました。

この間、国は県の環境影響評価条例に基づき、建設事業に関する環境影響評価書（アセスメント）案を県に提出し、県は条例の手続きに沿ってこれを縦覧する一方、国は一四回のアセス周知説明会を地元で開催するなど、アセスの手続きを進めました。「守る会」これに対し、予想をはるかに上回る一〇万六〇〇〇通にのぼる意見書を提出しましたが、このなかには海外からの意見書五七五通も含まれていて、池子問題に対する内外の関心の高さが示されました。

「守る会」は条件つき受け入れ派の多い議会の構成を変えるべく、十一月に議会解散請求の署名運動を始めましたが、推進派も富野市長のリコールを求める署名運動を始め、市内を二分するダブル・リコール運動が展開されました。

八六年三月、「守る会」を中心とする議会解散請求は成立しましたが、市長リコール請求は不成立となり、四月六日出直し市議選が行われました。選挙結果は受け入れ派が現状（一四議席）を死守し、票数では反対派が上回ったものの議席数では敗北する結果となりました（直後に受入派一人が死亡し、反対派と同数となるハプニングが起きました）。

この選挙を機に、富野市長は「議会との和解」を表明し、「白紙撤回」から「地元の平和、和解」を強調するようになり、白紙撤回の従来路線に微妙なニュアンスを加えるようになってきました。このころから「地形を改変しない草地案なら受け入れ可能」とのニュアンスが伝わってきていました。他方、八六年七月に第三次中曽根内閣の防衛庁長官となった栗原裕幸さんのインタビュー記事が新聞に載りましたが、このなかで池子問題を問われ、「窮すれば変ず、変ずれば通ず」と答えていました。私はこれを「話し合い解決」へのサインと受け止め、長洲さんに伝えました。

こうした一連の動きを受けて、長洲さんは話し合い解決の機運が出てきたものと判断、十二月の記者会見で「一戸も建てさせないというのは難しいのではないかと。話し合いが必要」と発言、反応を見守りましたが、案の定「守る会」からは激しく抗議される一幕がありました。

八七年一月には、県の環境影響評価審査会が審査結果を知事に答申しましたが、このなかで①緑地部分の造成を削減すること、②環境保全への対策に万全を期すこと、③池子への選定の経過を明らかにすること、などの条件を付けました。この審査結果に対し、富野市長は二月に入り、知事の督促を受けてから改めて計画の撤回を求める意見書を提出しました。

二月に知事は丘陵部分を中心に約二割の造成地削減を求める審査書を提出しましたが、これを機に与党の一角を占めてきた共産党は、三月六日、知事の方針を批判して与党離脱を表明し、オール与党体制が崩れることになりました。

三月一七日の記者会見で、知事は話し合いによる政治決着に向けて、①土地利用はできる限り草地を活用する方向で計画を修正すること、②弾薬庫としての再使用はしないこと、将来は全面返還すること、を骨子とする解決案を提示、話し合いに入ることを提案しました。

この結果、三月二五日、宍倉防衛施設庁長官、長洲知事、富野市長による第一回目の国、県、市の三者トップ会談が開かれ、解決案を事務的に詰めることになり、精力的な話し合いが行われました。しかし、なかなか妥協点が見つからず、こう着状態になりました。そこで四月二六日の第二回トップ会談で、知事が自らの調停案による決着を提案、国、市の合意を得ました。五月八日、知事は両

者にアセス審査書をさらに上回る緑の保全を求める調停案を提示、国は「知事に調停をお願いした以上、受諾は当然」として受諾しましたが、富野市長は「尊重して行動する。持ち帰って市民に諮る」といって保留しました。

2. 調停案をめぐる動き

以上はいわば公式的な流れですが、知事は地元と国の全面対決を避けるために、何をなすべきか、真剣に考えていました。私にも両者の動きを克明にフォローし、話し合い解決の糸口を探るように指示していました。

私はその糸口をつかんだと感じたのは、八六年四月のリコール市議選で、票数では反対派が上回ったものの議席数で反対派が敗れ、富野市長が「議会との和解」路線をうち出したこと、また同年七月の第三次中曽根内閣で防衛庁長官に就任した栗原裕幸さんが朝日新聞のインタビューで池子問題を問われ、「窮すれば変ず、変ずれば通ず」と答えた新聞記事が出たときでした。

私はその新聞記事を抱えて知事室に飛び込み、「これは話し合い解決に応じる、との国側のサインではないですか。一気に話し合い解決に入るべきです」と進言しました。知事の同意と指示を取りつけた私は、直ちに国、県、市のトップ会談を実現すべく奔走し始めました。

九月一七日、まず宍倉防衛施設庁長官との話し合いのルートをつけた私は、この日、二時間にわたって会談し、話し合い決着への可能性について探り合い、トップ会談への道筋を話し合いました。その結果、栗原長官、長洲知事の会談に漕ぎつけ、宍倉さんと私が同席しました。この会談で話し合い解決を確認し、まず宍倉、富野、久保の三者でざっくばらんな話し合いの場を持つということになり、十月二日箱根の県の保養所で泊まりがけで意見交換を行いました。和やかな雰囲気ながら、話し合いでは互いに原則を譲らず、きびしいやりとりに終始しましたが、テーブルを大切にしていくということでは合意できました。ともかく三者の合意により、話し合いのテーブルができたわけで、知事の仲介により全面対決の場面が回避できたことは大きな前進でした。

こうして三月二五日、宍倉長官、長洲知事、富野市長による公式の三者会談が開かれ、話し合いによる政治決着を図ることで合意、国は宍倉施設庁長官を、県は私をそれぞれ交渉担当者に指名し、富野市長との三者による実務会談を始めることで公式に合意しました。

改めて公式に実務者協議の当事者になった三者は、三月二七日知事公舎で会合、双方の妥協点をギリギリまで探り合いました。しかし草地以外に建設は認められないとする市長と丘陵部を造成しないと戸数が確保できないとする国側との意見の隔たりはきびしく、容易に妥協点を探ることができませんでした。そこで私は両者と個別に協議し、話し合いを続けるか、決裂させるかを迫りました。両者ともテーブルは壊したくないとのことでしたので、決裂には至りませんでした。決裂寸前の雰囲気でした。

このころから、私は両者のミゾは話し合いでは埋まらないと考え、知事調停案による政治決着しかないとの考え方を固め、知事の同意を得、国と市の感触も確かめながら、実質上、調停案の骨子づくりに入っていました。

防衛施設庁への往復数十回、富野市長との会談も数十回、調定案の一字一句まで両者の意向を汲んで作業を進めました。防衛庁の守衛さんには顔を覚えられ、門を入ると「久保さんですね、どうぞ」

と声をかけられ、帰りに門を出るときには敬礼されるまでになっていました。

ここで触れておきたいのは、当時自民党の政調会長だった伊東正義さんのことです。調停案づくりも大詰めの段階で、国有地問題で大蔵省、日米関係で外務省に協力してもらいたい表現があったので、伊東会長のお力をお借りしたいと思って人を介して面会を申し入れたところ快諾していただきました。面会待ちの行列をさしおいて私を会長室に招き入れた伊東さんは、いきなり「おーい、神奈川の久保ちゃんか。ご苦労さんだね。さあさあ、こっちへ来なさいよ」と大きな部屋の隅にあったソファに招いてくれました。

その、なんともいえない温かい、アットホームな感じに、緊張していた私は救われる思いがしました。「糖尿病で細かい字が見えないから資料はは声を出して読んでくれや」と言われましたので、調停案の骨子を読みながら説明し、当方の要望を申し上げると、ただちに電話を取り上げ、大蔵、外務両省の担当者呼び「池子の調停案で、今神奈川の久保君が苦労してるんだ。何とか協力してやってくれんか」と取り次いでくれました。初対面の私を信頼して、ここまでやってくれた会長に心から感謝しました。

後日、このことを富野市長に話すと、ぜひ自分も伊東さんに会いたいということだったので、日程を取るのと、事前の説明のため会長のアポを取ろうとしましたが、当分の間無理だとわかりましたが、急いでいたので、女性秘書の方に「いつでも、どこへでも行きますから」と相談したところ、「いま選挙区の郡山に行っていますが、帰りの新幹線の中はフリーです」との情報を受け、郡山に急行してホームで会長を待ち受け、帰りの新幹線の同じ車両に乗り込んで会見を申し入れ、東京までの一時間半を有効に使わせてもらったことがありました。

数日後、大平事務所で富野市長に会って頂きましたが、私が席を外し、二人だけで会談にもらったところ、五分ほどでドアが開き、「久保君、話が違うじゃないか。富野市長はまだ白紙撤回を言っている。政治決着について腹が固まっておらん。富野君は反対派のリーダーとして市長に選ばれたが、市長になった以上は全市民の代表だ。そこがまだ分かっておらん。これじゃ話にならん。わしゃ帰るよ」と言ってさっさと帰られてしまいました。せっかく超多忙の会長との会談をセットしたのに、残念ながら水泡に帰した瞬間でした。

この一件を通じて、私は富野市長に話し合い決着の意志があるのかどうかは疑わしくなってきました。おそらく市長の心は白紙撤回を貫くべきか、妥協による話し合いで決着を図るべきか、この段階ではまだ大きな迷いがあったのではないかと思います。

したがって、四月二六日の第二回トップ会談において、知事が「三者の実務協議では解決案を詰めきれなかったもので、私の調定案で決着を図るしかない」ことを提案し、国も市もこれに同意したので、公式に調停案の詰めの作業を続行し、最後は市長から「よくぞここまで詰めてくれました。これも県の努力のお陰です」という言葉をもらいましたが、なお、私の心の底に一抹の不安が残っていました。

案の定、五月八日の第三回トップ会談で知事調停案が両者に提示され、国は直ちに受諾しましたが、富野市長は「尊重して行動する」として、直ちに受諾することはせず、五月十一日からのを地区懇談会に図ってから回答するとの態度に変わりました。地区懇談会では調定案返上論が多数を占めたので、六月十二日、「守る会」は調定案の是非をめぐる住民投票の直接請求を起こしました。しかし、七月一四日、この直接請求は提案者の手続きミスもあって、全会一致で否決されてしまいました。

こうして、知事調停案への市民の意思表示の機会を失ったと見た富野市長は、八月二一日、突如市長を辞職、再度選挙で信を問うことを表明、調定案を返上するという背信的行動に出ました。ここで、県、市の信頼関係は断絶し、長洲知事は「選挙結果如何を問わず、再調停の意思はない」と言明、栗原防衛庁長官、宍倉防衛施設庁長官から相次いで事情説明を求める電話を受けた私は、自らの不明を心から謝罪するとともに、責任をとって副知事を辞職するべく、知事に辞表を提出しました（結局は受理されませんでした）。

八月二一日、富野市長が私を訪ねてきて、再選後の話し合い再開の申し入れがありましたが、「合意のうえで調停案を出したのに返上された。信頼関係が崩れた以上話し合いの再開は難しい」と物別れに終わりました。

一方、防衛施設庁は調定案に沿ってアセス評価書を修正することを決め、九月八日修正した評価書を県に提出し、縦覧手続きに入りました。こうして九月三〇日、横浜防衛施設局は工事に着工し、現地が緊張するなか、一〇月四日市長選挙が告示され、条件付き受け入れを決めた前市長の三島さんとの宿命的な激しい一騎打ちが展開されました。結果は一七、六五九票対一五、二三三票で富野野市長が再選されました（一〇月十一日）。

3. 知事の基本的スタンス

最後に、調停案による政治決着を図った池子問題に対する長洲さんの基本的スタンスを振り返っておきたいと思います。

- ①沖縄に次ぐ米軍基地を抱える神奈川県にとって、米軍基地の整理、縮小、全面返還は県民の悲願であり、県是であるから、基地強化につながる家族住宅の建設には基本的に反対である。
- ②自然環境保全の見地からも、池子の貴重な緑地の破壊につながる宅地造成には反対である。
- ③基礎自治体の意向を尊重し、サポートするのが県の役目であり、市民運動の盛り上がりも十分評価しなければならない。

以上から、長洲さんは米軍住宅建設には基本的に否定的であったことは明らかです。しかし、他方、④日米安保条約という政治の大枠に縛られており、かつ政府は日米安保強化を図る中曽根内閣であること、当該地は国有地であること、県議会でも「米軍住宅建設促進決議」が可決されるなど、住宅容認派が多数であること、地元市議会の構成も、市民世論もつねに賛否があい半ばしていること、加えて、国には住宅建設が不可能な場合、自衛隊の弾薬庫として再使用する可能性があること、などの情報も入っていたため、これらを総合的に判断すると「白紙撤回」はきわめて困難であり、弾薬庫としての再使用をさせないためにも、最小限の住宅建設は認めざるを得ないのではないか、この場合、草地を最大限活用した計画に修正させ、丘陵部の緑の破壊を避けることをめざすことが現実的解決策ではないか

との考えに至ったということです。

長洲さんは池子問題で「国寄り」の姿勢を批判され、共産党は与党から野党に転じ、長洲さんを支持してきた学者・文化人の多くが「長洲離れ」を起こすなど、支持団体にも大きな亀裂が入り、政治的にかなりのダメージを被ったことは事実です。しかし、以上の基本スタンスでみたように、総合的、大局的判断から、国と市の直接的な正面衝突を回避するため、県知事としてあえて火中の栗

を拾い、泥をかぶって難局打開を図ったわけで、単純、安易な「国寄り」などではなかったことを、この際ぜひ証言しておきたいと思います。富野市長は政治の道を捨てて運動の論理に殉じ、長洲さんは運動の論理を理解しつつも、あえて政治の道を選んだということだと思います。